

特許権侵害差止等請求控訴事件

[令和元年6月7日判決（知財高裁 大合議） 平成30年（ネ）第10063号](#)

キーワード：損害額の推定／特許法102条2項／推定覆滅／102条3項／実施料率

担当 弁理士 村瀬謙治

## 1. 事案の概要

本件は、「二酸化炭素含有粘性組成物」の発明に係る特許権を有する被控訴人が、控訴人らが製造、販売する炭酸パック化粧品は特許権に係る発明の技術的範囲に属するとして、特許法100条1項及び2項に基づく被告各製品の製造等の差止及び廃棄並びに不法行為に基づく損害賠償金の支払を控訴人らに求めた事案である。原判決は、被控訴人の控訴人らに対する差止及び廃棄請求を認容するとともに控訴人らに対する損害賠償請求の一部を認容し、その余の請求を棄却したため、控訴人らが控訴した。

## 2. 結論

棄却判決

## 3. 本件特許

### (1) 本件特許権1

発明の名称 : 二酸化炭素含有粘性組成物  
特許番号 : 第4659980号  
登録日 : 平成23年1月7日

### (2) 本件特許権2

発明の名称 : 二酸化炭素含有粘性組成物  
特許番号 : 第4912492号  
登録日 : 平成24年1月27日

## 4. 争点

原告の損害額

- (1) 特許法102条2項 (①侵害者が受けた利益の額、②推定覆滅事由)
- (2) 特許法102条3項 (侵害者の特許発明の実施に対する実施料相当額)

## 5. 裁判所の主な判断 (下線は筆者)

### (1) 特許法102条2項について

#### ①利益の意義

特許法102条2項所定の侵害行為により侵害者が受けた利益の額は、侵害者の侵害品の売上高から、侵害者において侵害品を製造販売することによりその製造販売に

直接関連して追加的に必要となった経費を控除した限界利益の額であり、その主張立証責任は特許権者側にあるものと解すべきである。控除すべき経費は、侵害品の製造販売に直接関連して追加的に必要となったものをいい、例えば、侵害品についての原材料費、仕入費用、運送費等がこれに当たる。これに対し、管理部門の人件費や交通・通信費等は、通常、侵害品の製造販売に直接関連して追加的に必要となった経費には当たらない。

## ②推定覆滅事由

特許法102条2項における推定の覆滅については侵害者が主張立証責任を負うものであり、侵害者が得た利益と特許権者が受けた損害との相当因果関係を阻害する事情がこれに当たると解される。例えば、①特許権者と侵害者の業務態様等に相違が存在すること、②市場における競合品の存在、③侵害者の営業努力、④侵害品の性能（機能、デザイン等特許発明以外の特徴）などの事情について、これらの事情を推定覆滅の事情として考慮することができるものと解される。

推定覆滅に関し、控訴人らは、被告各製品が利便性に優れているとか、被告各製品の販売は控訴人らの企画力・営業努力によって成し遂げられたものであると主張する。しかし、事業者は、製品の製造、販売に当たり、製品の利便性について工夫し、営業努力を行うのが通常であるから、通常の範囲の工夫や営業努力をしたとしても、推定覆滅事由に当たるとはいえないところ、本件において、控訴人らが通常の範囲を超える格別の工夫や営業努力をしたことを認めるに足りる的確な証拠はない。

また、控訴人らは、被告各製品は原告製品に比べて顕著に優れた効能を有すると主張する。侵害品が特許権者の製品に比べて優れた効能を有するとしても、そのことから直ちに推定の覆滅が認められるのではなく、当該優れた効能が侵害者の売上げに貢献しているといった事情がなければならないというべきである。

## (2) 特許法102条3項について

特許法102条3項に基づく損害の算定に当たっては、必ずしも当該特許権についての実施許諾契約における実施料率に基づかなければならない必然性はなく、特許権侵害をした者に対して事後的に定められるべき、実施に対し受けるべき料率は、むしろ通常の実施料率に比べて自ずと高額になるであろうことを考慮すべきである。

したがって、実施料率は、①特許発明の実際の実施許諾契約における実施料率、②特許発明自体の価値すなわち特許発明の技術内容や重要性、他のものによる代替可能性、③特許発明を当該製品に用いた場合の売上げ及び利益への貢献や侵害の態様、④特許権者と侵害者との競業関係や特許権者の営業方針等訴訟に現れた諸事情を考慮し、合理的な料率を定めるべきである。

上記諸事情に関し、①本件各特許の技術分野が属する分野の近年の統計上の平均的な実施料率が、国内企業のアンケート結果では5.3%で、司法決定では6.1%であること、及び被控訴人の保有する同じ分野の特許の特許権侵害に関する解決金を売上高の10%とした事例があること、②本件発明は相応の重要性を有し、代替技術があるものではないこと、③本件発明の実施は被告各製品の売上げ及び利益に貢献する

ものといえること、④被控訴人と控訴人らは競業関係にあることなど、本件訴訟に現れた事情を考慮すると、特許権侵害をした者に対して事後的に定められるべき、本件での実施に対し受けるべき料率は10%を下らないものと認めるのが相当である。

以上